

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																								
大原法律公務員 専門学校岐阜校	平成24年3月19日	中島 康登	〒500-8853 岐阜県岐阜市西間屋町11番 (電話) 058-255-2261																								
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																								
学校法人 名古屋大原学園	昭和57年9月28日	理事長 村松 紳年	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目20番8号 (電話) 052-582-7733																								
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																							
文化・教養	文化教養専門課程	公務員科	平成26年文部科学省 告示第6号	-																							
学科の目的	本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、企業において必要とされる専門能力を身に付けた人材の育成を行うことを目的とする。																										
認定年月日	平成27年2月17日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
	2年	2,160時間	2,578時間	1,124時間	150時間	0時間	0時間																				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																						
136人	75人	0人	6人	1人	7人																						
学期制度	■1学期:4月1日～8月31日 ■2学期:9月1日～12月31日 ■3学期:1月1日～3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 試験と課題の提出を斟酌																							
長期休み	■夏季:7月から8月の内5週間 ■冬季:12月から1月の内4週間 ■学年末:3月の内3週間		卒業・進級 条件	所定の課程を修了し、試験等に合格した者について、平素の成績および行性を斟酌して決定する																							
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 学修する資格試験(試験科目)ごとに専任スタッフを配置し、受験に必要な講義から個別相談・就職指導等、すべてを担当する		課外活動	■課外活動の種類 野球、バスケット、水泳フィットネス等 ■サークル活動: 有																							
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(平成28年度卒業生) 国家公務員、地方公務員 ■就職指導内容 就職専任スタッフによる定期的な就職講演を行うとともに、各クラスにおいて担任による適性・筆記試験対策、面接指導等を授業として実施している ■卒業者数 34 人 ■就職希望者数 30 人 ■就職者数 27 人 ■就職率 : 90 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 90 % ■その他 : 90 %		主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他(民間検定等) (平成28年度卒業生に関する平成29年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字検定</td> <td>③</td> <td>61人</td> <td>52人</td> </tr> <tr> <td>文章読解・作成能力検定</td> <td>③</td> <td>40人</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当する 記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 新入社員事前研修 卒業研究プレゼンテーション				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	漢字検定	③	61人	52人	文章読解・作成能力検定	③	40人	32人								
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																								
漢字検定	③	61人	52人																								
文章読解・作成能力検定	③	40人	32人																								
中途退学 の現状	■中途退学者 1 名 ■中途退学率 1.3 % 平成28年4月1日時点において、在学者75名(平成28年4月1日入学者を含む) 平成29年3月31日時点において、在学者74名(平成29年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更のため ■中退防止・中退者支援のための取組 担当教職員等による定期的な個別面談を実施している。																										
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 資格又は経歴によって認定する特別奨学生制度 兄弟姉妹等特別奨学生制度 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象																										
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																										
当該学科の ホームページ URL	http://www.ohara.ac.jp/gifu/olc/index.html?tku=n&school=olc																										

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください。

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について
①「卒業者に占める就職者の割合」とは、卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、資金、報酬その他定期的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係			
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針 職業に必要な実践的かつ専門的な能力の育成をするため、専攻分野に関する企業等との連携によって、より実践的な職業教育を施すことができるよう、授業科目の開設や授業方法の改善、工夫など教育課程の編成を行う。			
(2)教育課程編成委員会等の位置付け 教育課程の編成に際しては学内に「教育課程編成委員会」を設置し、企業等から選任した委員(外部委員)と本校専任職員(内部委員)によって業界最新情報を反映する。			
(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿			
平成29年4月1日現在			
名前	所属	任期	種別
市村敦史	岐阜商工会議所 中小企業相談所 振興部 理事兼中小企業相談所長	平成28年4月～30年3月	①
信田正美	山県市シルバー人材センター 理事	平成28年4月～30年3月	③
柳原元気	げんき社会保険労務士事務所 所長	平成28年4月～30年3月	③
中島康登	大原法律公務員専門学校岐阜校 校長	平成29年4月～30年3月	
伊左治真行	大原法律公務員専門学校岐阜校 科長	平成29年4月～30年3月	
掛川太郎	大原法律公務員専門学校岐阜校 主任	平成28年4月～30年3月	
※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。 ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。) ②学会や学術機関等の有識者 ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員			
(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期			
(開催日時) 平成28年度 第1回:平成28年6月20日 17:00～18:45 平成28年度 第2回:平成28年11月30日 16:00～17:30			
(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況 プレゼンに必要なスキルを習得する機会を盛り込むべきという提言をカリキュラムに反映			
2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係			
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針 職務遂行において法律を扱う業界における実践例を習得するため、広範囲な業務知識、業界知識の教授について理解・協力を得られる企業を選定する。また、名古屋大原学園の教育方針を理解した上で、授業内容や教員の指導力向上に対して提言をいただけることを考慮して連携を依頼する。			
(2)実習・演習等における企業等との連携内容 ①法学概論の授業実施に関して、企業等と協定書または覚書等を締結し、校内通常授業への講師派遣、校内実習授業への講師派遣等において連携している。 ②当然ながら本校専任教員も該当分野のプロフェッショナルであるが、企業等の第一線で活躍する専門家が直接学生を指導することで圧倒的な臨場感が生まれるので、学生の習熟度向上に役立たせる。			
(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。			
科目名	科目概要	連携企業等	
法律概論	具体的な事例を通して、法律や判例がどう対応しているかを学ぶ。権利と義務の関係、法に関する基本的な見方や考え方を身につける。	株式会社ウサミハウス	

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
求められる専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身に付けなければならない。そのために教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を招いた実践的な知識・指導スキル研修の環境を整えている。

(2) 研修等の実績
① 専攻分野における実務に関する研修等
企業等から講師を招いて実務に関する講義を頂き、業界情報について教員研修を実施している。
② 指導力の修得・向上のための研修等
企業等から講師を招いて講義をしていただく場合、当日授業内容の事前確認、授業進行方法の確認、授業後反省会を通して教員の指導スキル向上に役立っている。

(3) 研修等の計画
① 専攻分野における実務に関する研修等
より実践的な法律知識、応対の基本となる姿勢について学ぶ。
② 指導力の修得・向上のための研修等
ケーススタディ、クレーム対応など、より実務的な内容について研修する予定。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針
当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。
(3) 学校関係者評価結果の活用状況
「地域社会への貢献を積極的にしてほしい。」という意見を受け、ボランティアの積極的な告知と参加者の増加を図った。さらに職業意識の向上を図るべきとの意見をうけ、官公庁の説明会およびイベントの参加を促すとともに、人事担当者や学生がコミュニケーションできる機会を積極的に設けた。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成29年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
鈴村 慎吾	元 岐阜城北高校 教頭	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	学校運営に 関する専門家
浅野 直也	地域住民(株式会社ダックアサノ代表取締役社長)	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	企業等委員
柳原 元気	げんき社会保険労務士事務所 所長	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
ホームページ
URL:http://www.ohara.ac.jp/info/pdf/assessment_g_obs.pdf

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

また企業等との連携による教育活動改善を活発にし、専修学校に対する社会的信頼を高めること。さらに情報公開を通して学校教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育目標、特色、校長名、所在地および連絡先、沿革、学生数
(2)各学科等の教育	教育目標、取得目標資格、合格実績、就職状況、進級の要件、卒業の要件
(3)教職員	教職員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育、就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動(クラブ活動)
(6)学生の生活支援	生活支援、資格取得
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、就学支援(奨学生制度など)
(8)学校の財務	学園財務情報
(9)学校評価	自己点検・評価、学校関係者評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ

URL: http://www.ohara.ac.jp/info/pdf/assessment_g_obs.pdf

URL: <http://www.ohara.ac.jp/info/pdf/zaimu.pdf>

URL: http://http://www.ohara.ac.jp/info/pdf/gifu_obs.pdf

授業科目等の概要

(専門課程 公務員科) 平成28年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			法律概論	具体的な事例を通して、法律や判例がどう対応しているかを学ぶ。権利と義務の関係、法に関する基本的な見方や考え方を身につける。	1 2 通	108		○	△		○			○	○
○			憲法	憲法基礎の学習を踏まえ、重要判例の解釈、争点等、具体的な思考力を鍛えることを狙いとする。	1 2 通	72		○	△		○			○	
○			民法	民法基礎の学習を踏まえ、重要判例の解釈、争点等、具体的な思考力を鍛えることを狙いとする。	1 2 通	216		○	△		○			○	
○			行政作用法	市町村が実施する行政活動の基礎理解を目的とする。「高齢者福祉」「街づくり」をテーマにして行政活動の企画力を養う。	1 2 通	72		○	△		○			○	
○			行政救済法	損失補償や国家賠償の基礎理解を目的とする。公共事業に伴う土地収用の補償や警察官の違法行為に対する賠償について理解を深める。	1 2 通	72		○	△		○			○	
	○		税法一般	国民生活と税との関係、税が果たす役割を様々なケースに応じて学習する。	2 通	288		○	△		○			○	
	○		行政組織法	内閣法や国家行政組織法の基礎理解を目的とする。国の行政組織及び作用を条文により学習する。	2 通	288		○	△		○			○	
	○		刑法	刑法の基礎理解を目的とする。罪刑法定主義や、犯罪と刑罰の種類について条文、判例により学習する。	2 通	288		○	△		○			○	
	○		地方自治法	地方自治法の基礎理解を目的とする。都道府県や市町村の組織及び作用を条文により学習する。	1 2 通	396		○	△		○			○	
	○		労働法	労働法の基本理解を目的とする。勤労の権利や労働基本権を条文、判例により学習する。	2 通	288		○	△		○			○	
	○		経済学	ミクロ経済学・マクロ経済学を学ぶことを通じて市場理論、市場の失敗、財政政策、金融政策を学習する。	1 通	108		○	△		○			○	

○	政治学	公的な組織のあり方やいろいろな社会制度について考えを深める。	1 通	108		○	△		○	○			
○	行政学	行政学の基礎理解を目的とする。福祉国家論、行政改革、政策過程について学習する。	1 通	108		○	△		○	○			
○	経営学	伝統的な企業活動の原理、構造、合理的な管理方法を概観することで、組織のあり方を考える。	1 通	108		○	△		○	○			
○	社会学	社会学の基礎として家族・コミュニティなどの社会集団や行動を学習することに重点を置く。	1 通	108		○	△		○	○			
○	人文科学	日本史、世界史、地理、思想等について幅広い教養を培い、社会問題を分析する視点を整える。	1 2 通	216		○	△		○	○			
○	社会科学	政治、経済、社会分野の基本知識を学習し、変化する社会問題を考える基礎的な視点を培う。	1 2 通	216		○	△		○	○			
○	自然科学	生物、化学、地学等の基本的知識を学習し、自然や人間を理解する視野を広げることが狙いとする。	1 2 通	216		○	△		○	○			
○	PC実習	社会人として必要とされるワープロや表計算ソフトの仕組みを理解し、操作を身につける。	1 2 通	72				△	○	○		○	
○	一般常識・倫理	ビジネス実務の基本とコンプライアンスの基礎を学習する。	1 2 通	108				△	○	○		○	
○	数的処理	判断力、推理力を高めるための合理的思考力・計算力をたかめ正確なデータ整理と分析枠組みを習得する。	1 2 通	252		○	△		○			○	
○	文章理解	短時間に正確に内容を把握するための力を養うとともに、抽象的な用語や熟語の理解を深める。	1 2 通	144		○	△		○			○	
合計			22科目		3,582単位時間								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
所定の課程を修了し、試験等に合格した者について、平素の成績及び品行を斟酌して決定する	1学年の学期区分	3	
	1学期の授業期間	17週	

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。